

第2回委員会における質問事項について

平成18年1月18日

国土交通省住宅局

1. 中間検査や完了検査について機能していないのではないか。

中間検査や完了検査は、特定工程(特定行政庁が予め定めた工程)を終えた場合や工事を完了した場合に、建築主事や指定確認検査機関が検査を行うものである。(法第7条の3、法第7条)

それぞれの段階において、建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを、以下の書類とともに現地検査を行うこととしている。(規則第4条の8、規則第4条)

(中間検査・完了検査の申請書類)

- ・建築主、設置者又は築造主等の概要
- ・申請する工事の概要
- ・工事監理の状況
- ・確認申請図書
- ・内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を書した写真
- ・その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類 等

例えば、中間検査については、局長通知により、

- ・特定工程が終了した段階で、既に施工されているすべての部分及びその敷地が適法であるかどうかを検査しなければならないこと
- ・原則として、外部から目視又は寸法測定等により適法性が検査できる範囲で行うこと
- ・確認の申請書及びその添付図書のみでは照合できない部分については、法第12条第5項の規定に基づき、必要に応じて設計図書、構造計算書等の建築基準関係規定に適合することを確認するための書類の提出を求めて照合を行うこと(特定行政庁の場合)
- ・軽微な変更該当する場合を除き、設計変更に係る確認の手続きを指導し、その結果を踏まえ再度変更箇所の検査を行うこと
- ・溶接等に係る検査については、欠陥の有無、締付け不良等を検査し、疑義がある場合には非破壊検査等工事監理時に行った検査結果の報告を求め、確認すること 等

として中間検査の方法を示しており、併せて、指定する特定工程の例や対象とする建築物の例などを示しつつ、中間検査の制度の創設の趣旨を踏まえ、積極的に特定工程を指定されたいとしているところである。

なお、中間検査を実施している特定行政庁の数(H11導入以来、現在、約7割)や完了検査率(H7:34%→H16:73%)は年々増加しており、一定の成果は上げているものと考えている。

2. 住民からの検査要求がどれくらい寄せられているかが分かる資料を提出していただきたい。

平成17年11月17日から平成18年1月4日までに、国土交通省ホットラインステーションに寄せられた当該問題に関する意見1,584件のうち、入居者等から寄せられた個別物件の検査要求は合計25件。

この他、都道府県の建築士事務所協会、都道府県の建築士会、地方の(社)日本建築家協会支部、(社)日本建築構造技術者協会、(財)住宅リフォーム・紛争処理センター等に相談窓口が設置されている。(社)日本建築士事務所協会連合会には約400件、(社)日本建築士会連合会には約10件、(社)日本建築構造技術者協会(本部)には約400件、(財)住宅リフォーム・紛争処理センターには約50件の検査要求が寄せられていると聞いている(その他の窓口への要求については現在調査中)。

3. 住民対策の費用負担が地方自治体間で異なっているようだが、現状がどのようになっているかが分かる資料を提出していただきたい。

危険な分譲マンションに対する支援のうち、移転費及び仮住居家賃の基本的考え方については別紙1のとおり、各地方公共団体における仮住居家賃の助成の内容は別紙2のとおりである。

なお、移転費については、無利子貸付けにより支援を行う横浜市を除き、各地方公共団体とも別紙1による支援を行うこととしている。

4. さきほどイーホームズが国土交通省に対して批判をしていたが、これに対する反論があれば伺いたい。

別添「イーホームズのコメントに関する事実関係」参照。

5. 建築基準法施行令には、構造計算法として、許容応力度等計算、限界耐力計算、時刻歴応答計算の3種が認められているが、今回の問題建物については、許容応力度等計算による保有水平耐力のみで安全性を判定しているが、限界耐力計算および時刻歴応答計算でも安全性を検証しないのは問題である。住宅局建築指導課の考えを問いたい。（小谷委員）

今回の偽装物件については、許容応力度等計算の一次設計時における地震力が大幅に低減されており、通常の既存不適格建築物では満たしていると考えられる一次設計でさえも満たしていないという重大性、つまり中規模地震に対する安全性も確保されていない状況であることを勘案し、保有水平耐力が必要保有水平耐力の半分に満たないものを退去勧告等の目安としたところ。

小谷委員ご指摘のとおり、限界耐力計算や時刻歴応答計算によることも考えられるが、それらにより耐震基準をクリアする可能性が極めて低いと考えられること、また、これら高度な検証法による場合は計算結果を出すために高度な技術的判断が必要であり、時間を要することから、住民の安全確保の緊急性(時間リスク)と比較考量すると、これら高度な検証法による検証をしないという判断は妥当であると考えている。

なお、今後の偽装物件について除却すべきか、耐震改修で対応できるか等を判断する際には、個別物件に応じてより高度な検証方法によることもあり得る。

6. 勉強会や委員会の場合にて、基本的な法律条項を抜粋した資料を配布してはどうか。細かい技術的な条項は想定はしておらず、姉齒は建築基準法第何条に違反したかなどが分かる資料であれば良い。（山田委員）

別添「参考資料5」参照。

12月16日関係地方公共団体宛通知

地域住宅交付金を活用した移転費及び仮住居家賃の助成の考え方

構造計算書偽装問題に起因して分譲マンションからの退去、仮住居への移転等を要する居住者に対する移転費及び仮住居家賃の助成については、以下を基本方針として実施する。

(1) 家賃助成について

ア. 助成額

- ① 家賃（月額）の額の2/3を助成する。
- ② 家賃（月額）のうち助成対象となる家賃（月額）の額の上限を15万円とする。ただし、地域の状況により20万円までとすることができる。
- ③ 敷金は自己負担とする。

イ. 助成期間

- ① 家賃の助成期間を原則として2年間とする。
- ② 戻り入居をしない者については、仮住居を退去するまでの期間とする。ただし、建替事業に参加しないことが確定（売買契約成立）してから3ヶ月を限度とする。

(2) 移転費助成について

- ① 移転費助成額は1回当たり25万円以内の実費とする。ただし、緊急に移転を促進する必要がある場合においては、この限度額によらないことができる。
- ② 原則として仮住居への入居に係る移転費及び戻り入居又は仮住居からの退去に係る移転費の2回を対象とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

家賃助成額方針 (12/29 時点整理)

	国	都	中央区	墨田区	江東区	川崎市	横浜市	藤沢市	世田谷区	北区
月額助成対象 家賃 【助成上限額】	15万円 【10万円】 地域の状況 により 20万円 【13.3万円】	15万円 【10万円】	20万円 【13.3万円】 加えて、墨 田区・江東 区同等の居 住者負担額 となるよう 区独自で助 成 (専有面積 73㎡まで)	18万円 【12万円】	18万円 【12万円】	15万円 【10万円】	15万円 【10万円】 ※無利子貸 付(2年据 置、10年 償還)によ る支援	15万円 【10万円】	15万円 【10万円】	20万円 【13.3万円】
助成期間	2年	6ヶ月 建替え決議 を行うこと を条件に、更 に1年6ヶ 月	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年

* 移転費については、各地方公共団体とも別紙「地域住宅交付金を活用した移転費及び仮住居家賃の助成の考え方」の通り。ただし、横浜市は無利子貸付(2年据置、10年償還)で支援を実施。

■イーホームズのコメントに関する事実関係

平成18年1月18日

国土交通省住宅局建築指導課

【第2回緊急調査委員会】

◎ ……、この認可の中で、審査基準について設定せよという項目がございまして、弊社としては、この構造審査基準を用いて審査を行っています。

- ・ 「この認可」とは、建築基準法第77条の27第1項に規定する確認検査業務規程の認可を指すと思われるが、この業務規程において記載しなければならない事項は建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第26条に規定される以下の事項であり、審査基準について記載することを求めている。これは、建築基準関係規定そのものが基準であり、建築確認においては、これに適合していることを確認することとされているからである。

確認検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

事務所の所在及びその事務所が確認検査の業務を行う区域に関する事項

確認検査の業務の範囲に関する事項

確認検査の業務の実施方法に関する事項

確認検査に係る手数料の収納の方法に関する事項

確認検査員の選任及び解任に関する事項

確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項

確認検査員の配置に関する事項

確認検査を行う際に携帯する身分証及び携帯に関する事項

確認検査の業務の実施体制に関する事項

その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

- ・ なお、イーホームズの「eHomes 確認検査業務規程」においては、「確認検査員は、指定機関等に関する省令第23条第1項第1号又は第2号の規定及び eHomes が作成した確認に関するマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、前項の審査を行う。」とあるが、「指定機関等に関する省令第23条第1項第1号又は第2号」においては、確認検査において審査すべき図書を列挙し、これらを審査することを求めているため、認可に当たって当該マニュアル(審査基準)そのものの審査は行っていない。

【第2回緊急調査委員会】

◎ 11月11日に国土交通省の2階において、当社からも技術者を派遣して会議を行うんですが、……。……。私自身も夜の11時、朝の1時を明けても、ほとんど徹夜で国土交通省の建築指導課に来て担当官と打ち合わせをしていました。

- ・ 11月11日17時から会議においては、イーホームズ及び東日本住宅評価センターに偽装のあった構造計算書及び構造設計図を計5物件分用意してもらい、偽装発見の経緯や偽装箇所の確認等を行った後、国土交通省としての再計算作業のスケジュール等を確定したもの。
- ・ 会議にはイーホームズ社長は出席しておらず、また、会議自体も2時間程度で終了した。イーホームズ社長は会議終了後20～21時頃にイーホームズ社員一名とともに来省し、課長補佐にひと言挨拶をして帰った。

【第2回緊急調査委員会】

◎ この事実は11月11日にわかっていたんですが、このプログラムを編集できるという形でコメントを発表したのは、12月8日に日本建築センター評定部長のツカダ様が、日経アーキテクチャーの取材に答えてコメントを発表しました。それに引き続きまして12月13日に朝日新聞の朝刊の1面ですが、国土交通省も、印刷物を改ざんできると。

◎ 大臣認定プログラムは106種類ございますが、すべてが編集可能だということです。

- ・ イーホームズ社長は「プログラムの編集」を「大臣認定プログラム自体の改ざん又は出力結果の修正」という意味で用いていると考えられるが、11月11日の会議においては、大臣認定プログラム自体の改ざんや出力結果の修正が可能という話は一切出ていない。
- ・ なお、現在までに、大臣認定プログラム自体の改ざんが行われたという事実はない。
- ・ 大臣認定プログラム106種類では、結果を印刷する際に出力先をPDFファイル等の電子ファイルとした場合には、当該PDFファイル等を市販のソフトで修正することは可能であると考えられるが、これは出力先の媒体(紙、電子ファイル等)の問題であり、プログラム自体の問題ではない。なお、紙の印刷物で出力したとしても、その後切り貼りとコピー等を繰り返せば同様な出力結果の改ざんは可能である。

【第2回緊急調査委員会】

◎ この知識と経験こそが建築行政50年間の中で培われたチェックリストでございます。そのチェックリストにおいてすべてチェックしても、今回の偽装は、確かに結果として

見抜けなかったということでございます。

- ・「チェックリスト」は、平成17年12月7日の衆議院国土交通委員会参考人質疑においてイーホームズ社長が提出したものと考えられるが、これは、平成10、11年頃に東京都や横浜市で使用されていたものがベースになっているものと推察され、国や日本建築行政会議等で決定・監修等が行われたものではない。
- ・当該チェックリストは、使用する構造計算プログラム及びその使用方法(モデル化の方法、使用算定式、適用範囲等)の適切性の確認や、構造計算書のウォーニングメッセージ及びエラーメッセージの内容とそれぞれに対する所見・安全性確認等の適切性の確認、構造設計図の異常・不自然な値・箇所等の有無の確認(「有」の場合、その原因と安全性・適切性の確認)など重要な項目が記載されていない不十分なものであり、これらに従って審査したとしても、適正な審査が行われたとは言えない。

【第2回緊急調査委員会】

◎ ……、仮定条件である杭の支持力とか、地震時に壁がどの部分から崩壊するかという仮定条件が表に出てこない形で入力していくんです。これは明らかに設計業務です。設計業務に関しては確認検査機関はできないという法律になっています。

- ・ 構造計算書の偽装の有無を確認するための検証手段として、構造設計図に基づいて構造計算をやり直すことは設計行為ではない。

【第2回緊急調査委員会】

◎ 私ども、調査を依頼されて、他の行政や民間機関がおろした確認検査が偽装があったにもかかわらず、国土交通省に報告しても発表されないんです。

- ・ 11月19日に千葉県が立入検査により姉齒元建築士が関与した物件リストを特定行政庁に送付し偽装の有無等についての報告を求めて以降、国として、特定行政庁からの報告により偽装の有無等を公表している。

【第2回緊急調査委員会】

◎ ……、例えば千歳烏山のグランドステージという物件がございまして、当社でも、国交省の調査でも、これは偽装がないと考えていたんですが、……

- ・ 11月24日国土交通省がイーホームズに対して行った立入検査の際、イーホームズが確認を行った姉齒元建築士が関与した11物件について調査を行い、そのうちグ

ランドステージ千歳鳥山を含む5件については「構造計算書から主要な柱等のデータを抽出してチェックした結果であり、すべてのデータについて精査が完了したものではないため、改ざんがないことについての最終的な確定は、特定行政庁による精査を待たなければなりません。」とした上で、「今回の立入検査で偽装は見られなかった」と公表している(国土交通省11月28日付け公表資料)。

【第2回緊急調査委員会】

◎ 端的に申すならば、構造計算図書に明記された鉄筋の本数、鉄筋の材質、スパン等と図面が一致していた場合には、確認をおろさなければ不作為になってしまいます。

- ・ 構造計算書に明記された鉄筋の本数、鉄筋の材質、スパン等が構造設計図と一致していることを確認するということは、構造審査の前提として最低限行わなければならないものである。構造審査では、断面算定結果や構造設計図において断面や配筋が過小であるなど異常または不自然な数値を認識した場合には、当然、一連の計算過程をチェックして原因を究明し安全性を確認する必要がある。

【第2回緊急調査委員会】

◎ 10月26日に第一報で、国土交通省建築指導課の指導係長あてにメールで、事態の重要性について訴えたわけですが、……、正式な担当者がつくまで2週間かかりました。毎日のように建築指導課に行きまして事態の説明を具体的にしたんです。……、毎日毎日、朝も夜も行ったりしました。11月10日に担当官がつきまして、……。

【イーホームズHP掲載分】

- ◎ 話の内容が本当に理解されない日々が続き2週間を経て、11/10にようやく正式な担当者がついて事件の原因解明を進めていきます。(12月18日「今般の偽装事件の背景について重要な情報提供」)
- ◎ 11月10日に正式な担当官が着任し、再び説明を最初から行いました。(12月26日「緊急調査委員会報告要旨」)
- ◎ 11月10日(木)／担当として課長補佐が着任した。(12月31日「経緯一覧表」)

- ・ 担当の課長補佐が担当係長から業務を引き継いだのは11月2日である。11月4日にはヒューザーの役員と面談している。(国土交通省「主な経緯」参照)
- ・ 当初段階で事件の解明に時間がかかったのは、10月31日(月)に国土交通省から

イーホームズに指示し、11月1日にも督促を行った、偽装されたという構造計算書の提出が遅れ、11月4日(金)になってようやく行われた(北千住の未着工物件1件のみ偽装されたという構造計算書が提出)ことが主たる原因である。(国土交通省「主な経緯」参照)

【第2回緊急調査委員会】

◎ 正直言いまして、11月11日において国土交通省が次官発表で、この問題について審査機関に過失があるのではないかという御発表があったわけです。そのとき私も非常に驚きまして、審査機関のミスで、図書省略制度において運用が間違っていたんじゃないかという指摘があったんですが、姉齒さんが申請した物件については一切図書省略制度は利用されていません。ですから、大臣認定書の有無、利用者証明書が同等であるかどうか、ヘッダーの印字については全く関係ない議論です。すべてその3の資料、つまり構造計算図書が添付された形での原則規定の中で審査が行われたということが今回の実態でございます。

【イーホームズHP掲載分】

- ◎ 今回の耐震偽装事件が生じてしまった制度上の不備という論点は、「大臣認定プログラムの性能評価制度という法」において、大臣認定プログラムが編集(改ざん)されてしまうというシステムで性能評価されてしまったことが不備として指摘されるポイントなのです。(12月21日「国土交通委員会での答弁の内容には一部誤りがある」)
- ◎ 11月17日に行われた国土交通省の次官発表は、この事件が、審査機関の過失の可能性に言及する内容でした。しかも、実際には利用されていなかった「図書省略制度」の様式上の不備を指摘する内容であったことに、何故、事実が歪められて次官発表に至ったのかを不自然と思わざるを得ませんでした。不当な圧力があったに違いないと思います。(12月26日「緊急調査委員会報告要旨」)
- ◎ もし、この事件の制度上の不備を指摘するのなら、大臣認定プログラムの性能評価制度において、改ざん可能なシステムを評価してしまった業務方法書に不備があったのです。国土交通省も認識しているはずです。そして、この偽装事件との因果関係において、確認検査制度上における不備はないものと考えております。(12月26日「偽装が拡大した原因について」)

- ・ 当初イーホームズが建築指導課等に行った説明は、偽装物件においては、大臣認定プログラムを使用しているため制度上審査する必要がない部分が改ざんされていた、というものであった。
- ・ その後、偽装されたという構造計算書の提出を求めたところ、制度上審査する必要

がないことを確認するための要件(図書省略制度適用の条件)を満たしていないことが判明した。

- したがって、審査する必要がある部分を見落としているという点で図書省略制度の運用における誤りの可能性(イーホームズは、図書省略制度の要件の不備を指摘して是正させるか、計算過程まで含め構造計算書を審査するかのいずれかを行うべきであったこと)を発表時に指摘した。
- これに対し、11月18日にイーホームズが行った記者会見においては、利用者証明書が添付されていたため図書省略制度により構造審査を省略できるとの認識であったと発言しており、同社のホームページにおいても、

「まず、大臣認定の構造計算電算プログラムは、

1. 条件設定
2. 応力計算
3. 部材断面計算
4. エラーメッセージ(適合、不適合の判断)

という各計算プロセスを自動的に実行するもので、最初の「条件設定」が適切であれば、最後の「エラーメッセージ」が適合となり構造計算が完了となるものです。

従って、確認検査業務における構造計算書の審査は、膨大な出力データのうち、「条件設定」及び「エラーメッセージ」が対象となります。」

としている。(イーホームズHP掲載 11月18日「構造計算書の偽造問題について」参照)

- 11月24日の国土交通省のイーホームズへの立入検査においては、イーホームズが11月5日になって自社の構造審査基準に図書省略制度の要件を追記したことを確認している。また、同日の立入検査の結果、図書省略制度が利用されている場合は少なく、審査の必要な計算過程の図書についても添付されている場合がほとんどであることが確認(抽出された98件中、図書省略制度の要件に合致したのは2件のみ)されたものの、構造審査の状況を構造担当者から事情聴取したところ、大臣認定プログラムであり、一級建築士が利用していることから不正行為は想定せず、入力チェック等を除く計算過程の詳細な審査については実質的に行われていなかった。(11月25日、国土交通省発表「イーホームズ(株)への立入検査報告について」参照)

<参考>

図書省略に係る構造計算プログラムの大臣認定制度は、要件を満たしたとき、「計算過程を示す構造計算書の一部について確認申請図書への添付が省略できる構造計算プログラム」を認定する制度である。これは大臣認定プログラム自体の無謬性を認定したものではなく、例えば、適用範囲を超えた入力を行った場合の計算結果の正しさについては保証されていない。すなわち、大臣認定プログラムを使用した場合であっても、図書省略制度の要件を満

たさなければ大臣認定プログラムを設計の手段として部分的に使用しているのにすぎないのであつて、これは非認定プログラムの使用や電卓などを使う手計算の場合と全く同一に扱われ計算過程の審査が行われるべきものである。

主 な 経 緯

平成18年1月18日現在

- 10月 7日(金) 関係者と名乗る者から、イーホームズは建築基準法において備え付けることを義務付けている帳簿を備え付けていない旨の電話があった。
- 10月24日(月) 7日の電話を受けて、担当係長2名がイーホームズの立入検査を行い、監督処分事由に該当する帳簿の不備を発見し、確認書を取った。
- 10月26日(水) イーホームズ社長より担当係長に「当社に申請され確認処分を下ろした物件（共同住宅）について、構造計算における認定プログラムの計算書が設計者により意図的に改ざん（偽造）された事実が発覚しました。事態が重要ですので特定行政庁に通知する前にご報告に伺いたくお願い致します。」とのメールがあり、担当係長からは、通常案件での特定行政庁への通知を念頭に「本件は申請者と貴社との問題」と回答した。
- 10月27日(木) イーホームズ社長からの「本件問題は、当機関が指定を受けている確認検査業務の範囲にとどまらない、プログラムの認定やデベロッパー設計事務所の許認可免許等の問題に関わるもの」とのメール・電話を受け、28日の面談をセットした。
- 10月28日(金) イーホームズ社長と担当係長が面談した結果、相談物件が工事中・未竣工の4物件であることを確認した。
※ 11月17日(木)の発表資料では、「10月26日:4件(工事中・未着工のもののみ)」とありますが、「10月28日:4件(工事中・未着工のもののみ)」の誤りです。
- 10月29日(土) イーホームズ社長より担当係長あてに、竣工済み7物件を含む11物件で偽装が認められるとのメールが届いた。
- 10月31日(月) 担当係長からイーホームズ社長に対して、特定行政庁への通知と偽装構造計算書の提出をメールにて指示した。別途、偽装構造計算書について、構造担当係長より翌日11月1日(火)に提出されたい旨電話にて伝えた。
- 11月 1日(火) ヒューザーから電話で建築指導課の担当官との面談の申し入れが

あった。

11月 4日(金) ヒューザー役員3名が来省し、国の責任に言及した(建築指導課課長補佐が対応)。

偽装構造計算書一式(北千住の未着工1物件のみ)がイーホームズから提出され、構造計算書の偽装内容・箇所の確認をプログラムの認定事務を行っている(財)日本建築センターに依頼した。

11月 7日(月) (財)日本建築センターから、北千住の未着工1物件について構造計算書の偽装内容・箇所についての報告があり、構造担当係長がその偽装内容が大幅なものであることを確認した。

山口那津男議員(参・公)秘書より、マンションの確認についての国土交通省担当者を教えて欲しいとの電話レク要求があり、担当者名(建築指導課課長補佐)を伝えた。

11月 8日(火) 課内で打ち合わせを行い、大幅な偽装が竣工物件に及んでいるおそれがあることから、緊急の対策に着手した。

夕刻、イーホームズから偽装物件が17物件となった旨の報告があった。この際、偽装者へ情報が伝わることを懸念し、イーホームズに対して関係者(建築主、設計者、施工者等)への連絡は待つように伝えた。また、夕刻から翌朝にかけて、17物件すべての関係特定行政庁に対し、11月 9日(水)に打ち合わせを行う旨を連絡した。

11月 9日(水) ヒューザー社長が来省し建築指導課課長補佐他が対応した。社長は「今回の件は国にも責任があり大臣にも伝える」とコメントして退席した。

また、ヒューザー社長から、関係者(建築主、設計者、施工者等)に情報が伝わっていることを聞いたため、イーホームズに対して、関係者への連絡について待つ必要がない旨電話した。

17物件の関係特定行政庁との打ち合わせ[第1回]を行い、国土交通省から情報提供及び工事中、未着工のものの工事の停止の要請を行うとともに、今後の対応を協議した。また、千葉県に対して、姉齒建築設計事務所への立入調査の実施を要請した。(千葉県では、翌11月10日(木)を皮切りに、複数回立入調査を実施。)

11月10日(木) イーホームズから、偽装物件が20物件となった旨の報告があった。また、11月9日(水)にヒューザーから物件名のみ情報提供のあった1物件について、その建築確認が東日本住宅評価センターで行われていることを確認した。これら21物件について、イーホームズ及び東日本住宅評価センターに対して、構造計算書、構造詳細図等の提出を求めた。

また、違反是正指導等を行う権限を有する21物件すべての関係特

定行政庁に連絡し、該当物件について設計者等に構造再計算をさせ、結果の報告聴取を求める等の対応を要請した。

千葉県が姉齒建築設計事務所への立入検査を実施した。

11月11日(金) イーホームズから4物件(竣工済み2物件、工事中2物件)、東日本住宅評価センターから工事中1物件の構造計算書、構造詳細図等の提出があった。この構造計算書・構造詳細図等をもとに、関係者が集まり再計算に関する作業手順の確認を行い、耐震性の検証作業に着手した。

千葉県が姉齒建築設計事務所への2度目の立入検査を実施した。また、立入検査の報告があり、本人が偽装リスト21物件のうち20物件について認め(ホテルはやっていないとコメント)、その他に1物件偽装したものがあつたことに言及したとのこと。

ヒューザーより国土交通省建築指導課長宛配達証明郵便が届いた。

11月12日(土) 夜、上記5物件についての再計算による耐震性の検証作業を終えて、直ちに、当該竣工済み2物件が存在する特定行政庁(川崎市、船橋市)に対して結果を電話により第一報。(再計算の内容の精査を11月15日(火)まで継続。)

また、夜までに、残りの竣工済み12物件についてイーホームズから構造計算書、構造詳細図等の提出があり、順次、再計算による耐震性の検証作業に着手した。

11月13日(日) 21物件(再計算を終えた5物件を含む)すべての関係特定行政庁に対して、再計算を終えた5物件の結果に関する情報を提供するとともに、翌11月14日(月)に打ち合わせを行う旨を伝えた。

11月14日(月) 21物件(再計算を終えた5物件を含む)すべての関係特定行政庁との打ち合わせ[第2回]を行い、情報提供を行うとともに、今後の対応を協議した。

11月15日(火) これまでの経緯を踏まえ、住宅局長より大臣に第一報。
伊藤公介議員(衆・自)がヒューザー社長・東日本住宅会長と来省し、建築指導課長と面会した。また同議員が住宅局長と面会した。

11月16日(水) 21物件(再計算を終えた5物件を含む)すべての関係特定行政庁との打ち合わせ[第3回]を行い、5物件の再計算結果及び当該5物件の設計者・施工者等から関係特定行政庁への報告結果を踏まえ、偽装された構造計算書に基づいて工事が行われた場合、21物件すべてについて、耐震性に大きな問題がある可能性が高いことを、関係特定行政庁との間で確認した。

また、21物件すべてについて、関係特定行政庁から所有者、居住者への通知を行うと同時に公表する方針を確認した。

11月17日(木) 21物件(再計算を終えた5物件を含む)すべての関係特定行政庁から、当該物件の所有者、居住者への通知を行うと同時に公表した。
構造計算書偽装問題対策連絡協議会を設置した。
指定確認検査機関及び特定行政庁に対し、構造計算書に係る総点検等実施の依頼及び法令遵守について通知した。
船橋市の物件名を公表した。
ヒューザーより国土交通省建築指導課長宛ファックスが届いた。

11月18日(金) 川崎市の物件名を公表した。
第一回構造計算書偽造問題対策連絡協議会を開催し、情報共有、居住者等に対する相談体制の整備等を申し合わせた。
竣工済みの14物件の構造、階数、用途、建築主、設計者、施工者等を公表した。

11月20日(日) ヒューザーより国土交通省建築指導課長宛ファックスが届いた。

11月21日(月) イーホームズ及び東日本住宅評価センターに対し、行政処分に向けた照会文書を発送した。
竣工済みの14件に関する国土交通省において構造計算をやり直した結果及び工事中・未着工の7件の物件名等を公表した。
千葉県が、姉歯が関与した194件のリストを都道府県に送付するとともに、都道府県別件数等を公表した。同時に、国土交通省から、千葉県のリストについて、偽装の有無・偽装があった場合のQu/Qun値を報告するよう依頼文書を通知した。
ヒューザーよりファックスにて建築指導課長宛に国土交通大臣宛の上申書等が届いた。

11月22日(火) ヒューザー社長が建築指導課を来訪したが、事前に来省の連絡がなく会議直前だったため、建築指導課長は面会を拒否した。その後、建築指導課長が会議室へ向かう途中にヒューザー社長が現れ、歩きながら言葉を交わした。
第二回構造計算書偽造問題対策連絡協議会を開催し、売主に対する指導や受入れ住宅の確保等の調整を行うこと等を確認した。
イーホームズ及び東日本住宅評価センターより、11/21照会文書に対する確認書が提出された。

11月23日(水) ヒューザーより国土交通省建築指導課長宛ファックスが届いた。

11月24日(木) 姉歯一級建築士の聴聞を行った。

イーホームズ本社の立入検査を実施した。
与党「耐震構造設計偽造問題対策本部」が設置された
公明党「耐震構造設計偽造問題対策本部」が設置された。
公明党が現地調査を実施した。
ヒューザーよりファックスにて建築指導課長宛及び国土交通大臣宛の文書が届いた。

- 11月25日(金) イーホームズ新宿支店、横浜支店、関西支店の立入検査を実施した。
公明党耐震構造設計偽造問題対策本部より国土交通大臣に対し申し入れが行われた。
第三回構造計算書偽造問題対策連絡協議会を開催し、建物の危険度の目安を確認するとともに12月中旬を目途に転居を促す自主勧告を行うことを申し合わせた。
国土交通省において、売主として瑕疵担保責任を果たすべき建築主3社（シノケン、ヒューザー、サン中央ホーム）から、居住者対策等についての報告を聴取し、誠実に対応するよう要請した。
特定行政庁に対し、千葉県リスト物件に関する偽装の有無・偽装があった場合の Q_u/Q_{un} 値について精査し報告するよう依頼文書を通知した。
構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合（第一回）[局長級]が開催され、現状について情報共有した。
民主党が国土交通部門会議（対策チーム）を開催するとともに、京王プレッソイン茅場町、初台2丁目マンションを視察した。

- 11月28日(月) 与党「耐震構造設計偽造問題対策本部」（第一回）が開催された。
構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合幹事会（第一回）[課長級]が開催された。
ヒューザーより国土交通省建築指導課宛ファックスが届いた。

- 11月29日(火) 衆議院・国土交通委員会が現地視察を行った（セントレジアス船橋、京王プレッソイン茅場町）。
衆議院・国土交通委員会参考人質疑が行われた。
構造計算書偽装問題に関する関係閣僚打ち合わせが行われた。
構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合幹事会（第二回）[課長級]が開催された。

- 11月30日(水) 衆議院・国土交通委員会一般質疑が行われた。
構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合（第二回）[局長級]が開催された。
与党「耐震構造設計偽装問題対策本部」（第二回）が開催され、耐

震構造設計偽装問題についての申し入れが行われた。

- 12月1日(木) 自民党「国土交通部会」が開催された。
民主党「国土交通部門会議」が開催された。
緊急建築確認事務点検本部を設置し、記者発表を行った。
第四回構造計算書偽造問題対策連絡協議会を開催した。
- 12月2日(金) 江東区、墨田区のマンション住民代表が国土交通大臣を訪問し要望書を手交した。
総務省自治税務局固定資産税課が「建築設計事務所による構造計算書偽装問題」に関連して使用禁止等となった家屋に係る固定資産税及び都市計画税の取り扱いについて(通知)」を都道府県等宛に通知した。
- 12月4日(日) 北側大臣がフジテレビ報道2001、NHK日曜討論、テレビ朝日サンデープロジェクトに出演した。
- 12月5日(月) 構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合(第三回)[局長級]が開催された。
- 12月6日(火) 構造計算書偽装問題に関する関係閣僚による会合(第一回)が行われ、「構造計算書偽装問題への当面の対応」が取りまとめられた。
与党「耐震構造設計偽造問題対策本部」が開催された。
公明党「耐震構造設計偽造問題対策本部・国土交通部会合同会議」が開催された。
民主党耐震強度偽装問題対策本部から小泉総理大臣に対し「耐震強度偽装事件に関する申し入れ」が行われた。
- 12月7日(水) 衆議院・国土交通委員会参考人質疑が行われた。
第五回構造計算書偽装問題対策連絡協議会を開催した。
居住者の安全と居住の安定を早急に確保する観点から、ヒューザーに対し、売主としての瑕疵担保責任を誠実に果たすよう文書で改めて指導した。
- 12月8日(木) 参議院・国土交通委員会一般質疑が行われた。
自由民主党・第1回耐震構造設計偽装問題プロジェクトチームが開催された。
緊急建築確認事務点検本部において、日本ERIの立入検査を行った(以後国指定の指定確認検査機関に順次立入検査)。
- 12月9日(金) 社会民主党・欠陥住宅問題調査チームが開催された。
関係特定行政庁に対し、木村建設が施工に関与した物件の調査

依頼を発出した。

- 12月12日(月) 社会資本整備審議会建築分科会が開催され、国土交通大臣より「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」諮問があり、基本制度部会が設置された。
関係特定行政庁に対し、ヒューザーまたは平成設計が関与した物件の調査依頼を発出した。
- 12月13日(火) 国土交通大臣の私的諮問機関として「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」(第一回)を開催することを記者発表した。
社会民主党・欠陥住宅問題調査チームより安倍内閣官房長官「耐震構造計算書偽造問題に関する申し入れ」が行われた。
第六回構造計算書偽装問題対策連絡協議会を開催した。
- 12月14日(水) 衆議院・国土交通委員会証人喚問が行われた。
木村建設本社への立入検査が行われた。
構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合幹事会(第四回)[課長級]が開催された。
ヒューザーより郵送にて建築指導課課長補佐宛の文書が届いた。
- 12月15日(木) 構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合(第四回)[局長級]が開催された。
自由民主党・第2回耐震構造設計偽装問題プロジェクトチームが開催された。
民主党・耐震強度偽装問題対策本部が開催された。
- 12月16日(金) 第1回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会が開催された。
危険な分譲マンションに係る移転費及び仮住居家賃の助成の考え方を示し、使用禁止命令及び退去の促進について特定行政庁に通知した。
総合経営研究所に対し事情聴取を行った。
- 12月19日(月) 社会資本整備審議会建築分科会第1回基本制度部会を開催した。
自由民主党耐震偽装問題対策検討ワーキングチームが緊急提言を行った。
関係特定行政庁に対し、総合経営研究所が関与した物件の調査依頼を発出した。
- 12月20日(火) 姉齒元建築士の事務所、ヒューザー、木村建設及び総合経営研究所等に対する警察の家宅捜査が行われた。
関係特定行政庁に対し、構造計算書偽装問題に係る捜査協力依

頼を通知した。

危険な分譲マンション居住者に対する相談・移転・除却・建替えまでの総合的な支援を実施するための地域住宅交付金(50億円)及びサンプル調査等を実施するための住宅・建築物耐震改修等事業(30億円)を含む平成17年度補正予算案が閣議決定された。

- 12月21日(水) 衆議院・国土交通委員会一般質疑が行われた。
第七回構造計算書偽装問題対策連絡協議会を開催した。
構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合幹事会(第五回)[課長級]が開催された。
- 12月22日(木) 構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合(第五回)[局長級]が開催された。
ヒューザーよりファックスにて建築指導課課長補佐宛の質問書が届いた。
- 12月24日(土) 平成18年度政府予算案が閣議決定された。
- 12月26日(月) 自由民主党耐震偽装問題対策検討ワーキングチームが第2回緊急提言を行った。
第2回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会が開催された。
- 12月27日(火) 第八回構造計算書偽装問題対策連絡協議会を開催した。
自由民主党・第3回耐震構造設計偽装問題プロジェクトチームが開催された。
関係特定行政庁に対し、年末年始における住民対応のための体制整備及び窓口の明確化・周知について通知した。
- 12月28日(水) 構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会が構造計算書偽装問題に関する情報提供受付窓口を開設した。
緊急建築確認事務点検本部における指定確認検査機関等への立入検査の結果について記者発表した。
偽装物件の施工業者に対する報告徴収した結果について記者発表した。
建築指導課課長補佐より郵送にてヒューザー宛に12月22日の質問書等に対する返信をした。
- 1月 5日(木) 第9回構造計算書偽装問題対策連絡協議会を開催した。
- 1月10日(火) 社会資本整備審議会建築分科会第2回基本制度部会を開催した。

1月11日(水) 第10回構造計算書偽装問題対策連絡協議会を開催した。

1月17日(火) 衆議院・国土交通委員会証人喚問が行われた。